

主な農産物認証制度の概要

制度	カカオホライズン認証 	RTRS認証 	BONSUCRO認証 	SSAP認証 	ISCC認証 
運営団体	ココアホライズン財団 Cocoa Horizons Foundation	責任ある大豆に関する 円卓会議 Round Table on Responsible Soy Association, RTRS	ベター・シュガーコーン イニシアチブ Better Sugar Cane Initiative, BSI	アメリカ大豆輸出協会 U.S. Soybean Export Council, USSEC	ISCC (International Sustainability and Carbon Certification)
対象品目 対象活動	カカオ豆、生産者	生産者や加工企業、大豆、大豆製品、トウモロコシ	生産者や製糖企業、砂糖	輸出用アメリカ産大豆	バイオマス、リサイクル材料
概要	2015年にバリー・カレボーが設立した非営利団体、ココアホライズン財団が提供する認証。カカオ生産者における児童の保護、生産者コミュニティ構築を支援する成果重視型プログラムを提供。バリー・カレボーグループまたはその他企業からの寄付及びココアホライズン認証チョコレート・ココア製品のプレミアム部分の13%程度にあたる一般管理費が財源	生産者、流通業者、規模などによって原則が異なる。生産者用基準は5つの原則（法令順守とビジネス慣行、労働条件への責任、地域コミュニティとの良好な関係づくり、環境責任、良い農業観光）に基づく。サプライチェーン認証（CoC）はトレイサビリティを重視	5つの原則（法令遵守、人間の権利と労働規範、持続性を高めるための投入・生産・効率的処理の管理、生物多様性や生態系への配慮、持続的な改良）に基づき、評価。生産に必要な肥料の施用、水の消費量、エネルギーを管理	輸出用の米国産大豆に対して、付与する認証。認証大豆は、「生物多様性および炭素貯蔵量の多い生産に関わる管理方法と規則」「生産活動に関わる管理方法と規則」「一般市民および労働者の健康と福祉に関わる管理方法と規則」「生産活動および環境保護の継続的な改善に関わる管理方法と規則」の4つの基準を満たす必要がある	対象地域がEUだけのISCC EUと、対象がEU地域以外にも取得可能なISCC PLUSの2種類あり。ISCC EUの場合は、サプライチェーンの全てのセクターでそれぞれの排出量を把握する必要がある。ISCC PLUSでは、報告は義務ではない
本部	スイス	スイス	イギリス	アメリカ	ドイツ
備考		2011年から非GMO大豆認証を提供			

Agricultura Orgánica - Unión Europea



概要	■ 欧州理事会規則（（EC）No834/2007）は、EUにおける有機生産及び有機製品の表示に関する基本方針を制定。欧州理事会規則 No 834/2007 の改正案は2017年11月に欧州議会によって承認（改正規則 No 2018/848） ■ 規則(EC) No 834/2007 において、有機生産は、「環境のベストプラクティス、高い生物多様性、天然資源の保全、高い動物福祉基準等を組み合わせた農場管理・食品生産」であり、環境保護、動物福祉、農村開発に寄与し、社会的役割を果たすものとして、位置づけ ■ 本認証は、EUの有機農業規則に従って生産された農産物であることを証明 ■ EU内で生産される食品が有機と認められる要件は、規則(EC) No 2018/848 および規則(EC) No 889/2008 に記載されており、主に再生可能資源を使用し、認められた肥料・土壌改良資材を使っていること、遺伝子組み換えをしていないこと、高い動物福祉を順守することなどが挙げられる。また、生産、加工、流通の全工程が定められた規定に適合しており、それを定められた認証機関により認証されて初めて、有機食品として販売できるとしている（「生産、加工、流通の全工程」には、一次生産から、保管、加工、輸送、販売、最終消費者への供給、輸入、輸出および委託作業までのあらゆる工程が含まれる）
設立年	1991年
対象セクター	農業、水産、花卉栽培・園芸、家畜、製造品、加工食品
対象製品	水産物、バナナ、シリアル、ココア、コーヒー、花、食品&飲料、果物、蜂蜜、家庭用品、ジュエリー、ナッツ、パーム油、植物、米、スパイス、砂糖、紅茶、繊維/衣類、野菜等
サプライチェーンの焦点	生産、加工、流通
対象地域（原産地）	アフリカ：チュニジア アジア：イスラエル、インド、日本、朝鮮民主主義人民共和国、中国、アラブ首長国連邦、カザフスタン、トルコ オーストラリア・オセアニア：オーストラリア、ニュージーランド 中米・カリブ海地域：コスタリカ、ドミニカ共和国 ヨーロッパ：オーストリア、ベルギー、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ラトビア、イタリア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、スイス、ウクライナ、モルドバ共和国、ロシア連邦 北アメリカ：カナダ、アメリカ合衆国 南アメリカ：アルゼンチン、チリ、エクアドル、ペルー、ブラジル
監査機関	第三者機関

Fair Trade USA APS for Large Farms and Facilities



概要	■ Agricultural Production Standard (APS) は、フェアトレードUSA基準に認定される農業生産者または生産者グループの要件を設定 ■ 生産現場でのAPSの実施は、①所得の持続可能性、②コミュニティと個人の幸福、③エンパワメント、④環境管理の4つのインパクトにおけるポジティブな変化を支援し、継続させることによって、農家と労働者の持続可能な生計手段をサポート ■ 個々のサイトに適用されるモジュールの要件は、農場または施設の規模によって異なる ✓ 小規模農場および小規模施設 (SF): 管理ユニットの常勤労働者は 5 人以下、現場の労働者は常に 25 人以下 ✓ 中規模の農場および中規模の施設 (MF): 常に 6 人から 25 人の常勤労働者と、管理ユニットの現場での総労働者数が 100 人未満 ✓ 大規模農場および大規模施設 (LF): その他
設立年	1998年
対象セクター	農業、養殖、衣類、水産、花卉栽培・園芸、製造品、繊維
対象製品	水産物、バナナ、シリアル、ココア、コーヒー、花、食品&飲料、果物、蜂蜜、家庭用品、ジュエリー、ナッツ、パーム油、植物、米、スパイス、砂糖、紅茶、繊維/衣類、野菜等
サプライチェーンの焦点	生産、加工
対象地域 (原産地)	アフリカ : ブルキナファソ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、エジプト、エチオピア、ガーナ、ケニア、マラウイ、ルワンダ、南アフリカ、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ジンバブエ アジア : インド、インドネシア、ネパール、パキスタン、フィリピン、スリランカ、ベトナム オーストラリア・オセアニア: パプアニューギニア 中米・カリブ海地域: コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、パナマ 北アメリカ : カナダ、メキシコ、アメリカ合衆国 南アメリカ : アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー
監査機関	第三者機関

資料 : ITC, Standard Map App より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

Safe Quality Food Program



概要	■ Safe Quality Food (SQF)プログラムは国際食品安全イニシアチブ(GFSI)に認可された、食品安全認証 ■ SQFプログラムは、1995年にオーストラリアで初めて策定され、2003年から食品業界団体であるFMIが所有および管理 ■ 食品セクター分類「家畜および狩猟動物の生産、捕獲、産出養蜂」には、「モジュール5：畜産物飼育に関するGPP（適正生産規範）」が適用。モジュール5は以下の項目より構成される ➢ 5.1 サイトの要求事項 ➢ 5.2 飼育場、建物、倉庫、および機器 ➢ 5.3 農場のメンテナンス、清掃、および有害生物／動物管理 ➢ 5.4 個人衛生の慣行 ➢ 5.5 作業場および動物飼育の規範ならびに輸送 ➢ 5.6 水のマネジメント ➢ 5.7 医薬品、動物飼料、および農業用化学物質 ➢ 5.8 廃棄物処理
設立年	1994年
対象セクター	農業、水産、花卉栽培・園芸、林業、家畜、製造品、加工食品
対象製品	水産物、バナナ、シリアル、ココア、ココナッツ、コーヒー、綿・繊維、花、食品&飲料、果物、蜂蜜、ジュエリー、ナッツ、パーム油、植物、米、大豆、スパイス、砂糖、紅茶、野菜等
サプライチェーンの焦点	生産、加工
対象地域（原産地）	アジア： 中国、台湾、朝鮮民主主義人民共和国、インド、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、カタール、シンガポール、タイ、 オーストラリア・オセアニア： オーストラリア、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、ニュージーランド 中米・カリブ海地域： ベリーズ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、トリニダード・トバゴ ヨーロッパ： オランダ 北アメリカ： カナダ、メキシコ、アメリカ合衆国 南アメリカ： ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、ペルー、スリナム、ベネズエラ
監査機関	第三者機関

Fair for life



概要	■ Fair for Life は、農業、製造、貿易におけるフェアトレードの認証プログラム。2006 年にSwiss Bio-Foundationが IMO グループと協力して創設し、2014年に有機認証を行うエコサートグループに引き継がれた。創設当初から、「責任あるサプライチェーン」の概念を認識 ■ 73カ国以上にある770以上の認定企業や組織のコミュニティを結集。Fair for Lifeへのコミットメントは、24万人の生産者と労働者に影響を与え、10億ユーロ以上の認証製品売上を創出
設立年	2006年
対象セクター	農業、衣類、水産、林業、家畜、製造品、加工食品、繊維
対象製品	水産物、衣料品、化粧品、洗剤、食品飲料、果物、健康、家庭用品、パーム油、繊維・衣料品等
サプライチェーンの焦点	生産、加工、流通
対象地域（原産地）	アフリカ：コンゴ、コートジボワール、ケニア、マダガスカル、マリ、モロッコ、セネガル、トーゴ、ウガンダ、アルジェリア、ベナン、ブルキナファソ、チュニジア、コンゴ民主共和国、コモロ アジア：インドネシア、ベトナム、カンボジア、トルコ 中米・カリブ海地域：ホンジュラス、コスタリカ ヨーロッパ：ベルギー、ブルガリア、フランス、ドイツ、オランダ、スペイン、スウェーデン、イギリス 北アメリカ：カナダ、メキシコ、アメリカ合衆国 南アメリカ：アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、ペルー
監査機関	第三者機関

2. 国際認証の動向

- 2-1 農産物認証
- 2-2 有機認証
- 2-3 森林認証
- 2-4 水産物認証
- 2-5 人権認証
- 2-6 サステナビリティ認証

主な有機認証制度の概要

認証制度	ECOCERT認証 	NOP認証 	EU有機認証（ユーロリーフ） 	有機JAS 	AB認証 
運営団体	エコサート Forest Stewardship Council	アメリカ農務省（USDA）	欧州委員会 European Commission	日本農林水産省	フランス農務省
対象品目 対象活動	有機農業、有機酒類、有機食品、有機畜産物、オーガニックコスメ、コットンなど	農産物、畜産物、アルコール・タバコ、テキスタイル、化粧品など	農産物、加工農産物、畜産物、飼料、ワインなど	農産物、加工食品、飼料、畜産物及び藻類	農作物原料と食品
概要	130ヶ国以上に国際的なネットワークを持っており、有機への慣行の適合性を現場で検証。原材料から完成品まで、サプライチェーン全体が検査。年1回の検査を実施。製品分析のためにサンプルを採取することもある	栽培農地で収穫前3年以上禁止物質を使用しない、土地の肥沃度や作物の栄養素の管理方法への規定、害虫、雑草、疫病管理に物理的、機械的、生物学的な防除方法を用いる、遺伝子操作や電離放射、下水汚泥は禁止するといった規定あり	EUの有機農業規則に従って生産された農産物であることを証明。EU Agriculture（農業原料がEU内で生産）、non-EU Agriculture（農業原料が第三国で生産）、EU/non-EU Agriculture（農業原材料の一部がEU内で生産され、その他の部分が第三国で生産）の区別	農産物について、堆肥等による土作りを行い、播種・植付け前2年以上及び栽培中に原則として化学的肥料及び農薬は使用しないこと、遺伝子組換え種苗は使用しないことが求められる 有機加工食品、有機畜産物についても基準を設定	最低3年間は有機農法実施していること、オーガニック材料を95%以上含むこと、EU圏内で生産あるいは、加工されたものに限るなど、厳しい基準を設け、1年ごとの抜き打ち検査も行われる
本部	フランス	アメリカ	ベルギー	日本	フランス
備考	オーガニックコスメ認証の世界シェア75%。水を含む原料の95%以上が天然由来原料、化学香料は使用不可、全ての成分・原料は環境に影響を与えない生分解性のものであることなどが基準	畜産物についても、飼料は100%オーガニックの農作物でなければならない。ビタミンやミネラルなどの栄養補助製品を与えても良いなどの規定あり		「同等性」が認められれば、一方の国の有機認証を他方の国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可 英国、豪州、米国、スイス、アルゼンチン、ニュージーランド、カナダ、台湾	

主な有機認証制度の概要

- 下表に示す有機認証制度について、文献・Web調査で関連情報を把握した上でヒアリングを実施する

認証制度	Bio-Siegel認証 	Demeter認証 	中国有機認証 		
認証主体	ドイツ連邦消費者保護・食糧・農業省	Demeter International	中国国家標準化管理委員会		
対象品目	農産物、食品	オーガニックおよび特定の農法で栽培された農産物	農作物栽培、食用菌栽培、野生植物採集、畜産、水産養殖、養蜂と及びその製品の運送、貯蔵と包装		
概要	ユーロリーフの補完的役割。化学調味料、香料、着色料などが不使用、動物はBIOの肥料や餌で育てられていること、遺伝子組み換え原料の使用は全体の5%以下であれば認められる	世界の有機農業に対する最も厳しい基準「国際デメータバイオダイナミックスタンド」を設定。透明性、公平性、平等、経済的な影響の排除を基本原則として掲げ、気候と環境保護、土壌肥沃度の保全、生物多様性の保全、自然循環と動物福祉の尊重、化学・合成品の未使用、GMOがないこと、景観保全など複合的に評価	遺伝子研究より獲得した生物及びその産物を採択せず、化学合成農薬、化学肥料、成長調整剤、飼料添加剤などの物質も使わず、自然の法則と生態学の原理に従って、栽培業と養殖業のバランスを調整し、一連の持続可能な農業技術を採用し、持続的で安定した農業生産の体系を維持する農業生産様式として定義		
本部	ドイツ	ドイツ	中国		
備考	約4000の生産者による60000点の商品が認められている。EUのBIOマークへの併記のみ認められている				

2. 国際認証の動向

- 2-1 農産物認証
- 2-2 有機認証
- 2-3 森林認証
- 2-4 水産物認証
- 2-5 人権認証
- 2-6 サステナビリティ認証

主な森林認証の概要

認証制度	FSC認証 	RA認証（再掲） 	PEFC認証 	SEFC認証 	SFI認証 
運営団体	森林管理協議会 Forest Stewardship Council	レインフォレストアライアンス Rainforest Alliance	Pan European Forest Certification, PEFC	緑の循環認証会議	全米林産物製紙協会 American Forest & Paper Association, AF&PA
対象品目 対象活動	紙製品（ノート、トイレ ペーパー、ティッシュ等）、木 製品（建材、家具等）	コーヒー、カカオ、茶類（紅 茶・ルイボス・緑茶等）、バナ ナ、その他果物	森林管理、木材の加工・流 通過程の管理、木製の施設・ 設備や印刷物用紙	森林管理、木材の加工・流通 過程の管理	森林管理者から製造業者、 販売代理店、プリンタまで、 サプライチェーン全体
概要	10の原則と70の基準を定め、「責任ある森林管理」をされた森林の認証を促進。原則とは、法律の順守、労働者の権利と労働環境、先住民族の権利、地域社会との関係、森林のもたらす便益、森林の多面的機能と環境への影響、管理計画、モニタリングと評価、高い保護価値(HCV)、管理活動の実施	4つの主要な課題（森林と生物多様性、気候、人権尊重、農村地域の発展）を掲げ、原材料を調達する企業に対して、原材料の追跡システムの提供と基準に則って認証された製品の提供を保証。生産者に対しては、生産管理手法の提供、新規インフラの提供、生産した作物への認証を提供	森林資源及び炭素循環に対する寄与の維持、森林生態系の健全性と活力の維持、森林の生産機能の維持・促進、生物多様性の維持、森林管理における保護機能の維持・増進、その他の社会経済的機能と状態の維持といった6つの基準がある	7つの基準（認証対象森林の明示及びその管理方針の確定、生物多様性の保全、土壌及び水資源の保全と維持、森林生態系の生産力及び健全性の維持、持続的森林経営のための法的、制度的枠組、持続的森林経営のための法的、制度的枠組、社会・経済的便益の維持・増進及び地球温暖化防止への寄与モニタリングと情報公開）に基づいて評価	SFI2020森林管理基準は、13原則、17の目標、41の業績指標、141の指標に基づいて、森林管理者や SFI 認定組織の持続可能な林業慣行を推進。13の原則には、森林資源の持続可能性、森林の健全性、水源・水質保全、生物多様性の保全、保養機能、景観保全、コンプライアンス、研究、教育、コミュニティ保護、透明性、持続的改善がある
本部	ドイツ	アメリカ	スイス	日本	アメリカ
備考	2019年の認証森林面積は約2億74万ha（82ヶ国）、CoC認証取得件数は40,331（127ヶ国）		PEFC加盟メンバー国：55か国、PEFCによる承認（Endorsed）：50制度、PEFC CoC認証発行：77か国	2016年にPEFCとの相互承認	AF&PA はアメリカの産業用林の90%を占める全米最大の林産業団体

FSC認証

(1) FSC認証



運営機関		FSC (Forest Stewardship Council)
概要		● FSCは、将来世代の権利や需要を損なうことなく現在の世代の社会的、環境的、経済的な権利や需要を満たすことをビジョン（理念）とし、環境保全の点から見ても適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも継続可能な森林管理を世界に広めることをミッション（使命）としている。 ● FSC認証は、森林の管理を認証するFM（Forest Management）認証と、加工・流通過程の管理を認証するCoC（Chain of Custody）認証の2種類から成る。 ● FSC森林管理の10原則 1. 法律や国際的なルールを守っていること 2. 働く人の権利や安全が守られていること 3. 先住民族の権利を尊重していること 4. 地域社会を変え、よい関係を築いていること 5. さまざまな森の恵みを活かし、それらを絶やさないこと 6. 豊かな森林の自然環境を守ること 7. いろいろな意見を聞きながら森の管理を計画すること 8. 森や管理の状態を、定期的にチェックすること 9. 環境や文化など、その森が持つ大切な価値を守ること 10. 環境に配慮した管理活動をきちんと実施していること
設立年		1994年
対象製品		木材・木材製品
対象地域		全世界
認定件数	漁業認証	全世界：1,700件、日本：33件
	CoC認証	全世界：52,288件、日本：1,990件

（出所）Forest Stewardship Council (fsc.org)